

福岡医発第 24 号 (地)
令和 4 年 4 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う
出産扶助の取扱いについて

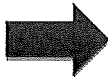
生活保護法による出産扶助につきましては、令和 3 年 3 月 26 日付け福岡医発第 3334 号 (地) にてご連絡申し上げているところですが、今般、本年 4 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、同月からの出産扶助の基準額について別添のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部保護・援護課長より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

<変更点>

1. 基準額の区分について、“施設分べん”及び“居宅分べん”が“出産に要する費用”に一本化された。

施設分べん：306,000 円以内 居宅分べん：259,000 円以内		出産に要する費用：309,000 円以内
--	---	----------------------

2. 基準額の増額

一般基準：306,000 円以内 → 309,000 円以内 (+3,000 円)

※居宅分べんについては、上記一本化に伴い、
259,000 円以内 → 309,000 円以内 (+50,000 円)

特別基準：345,000 円以内→355,000 円以内 (+10,000 円)

以上

公印省略

3 保 援 第 5 3 9 6 号

令和 4 年 3 月 2 4 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う出産扶助の取扱いについて

生活保護法の運営に当たっては、平素からご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 4 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正に伴い、同月からの出産扶助の基準額について、別紙のとおり送付いたしますので、内容をご確認の上よろしくお取り計らいください。

貴会にて、ご承認いただけましたら、お手数ですがご連絡くださるようお願いいたします。

生活保護法による出産扶助の取り扱い (R4. 4. 1)

1 福岡市・春日市・福津市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	出産に要する費用 <u>309,000</u> 円以内 (特別基準 <u>355,000</u> 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料※	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 123,480 円 7 日入院の場合 144,060 円 8 日入院の場合 164,640 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 74,568 円 7 日入院の場合 86,996 円 8 日入院の場合 99,424 円
(2)衛生材料費	6,000 円以内	6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>438,480</u> 円 <u>484,480</u> 円 7 日入院 <u>459,060</u> 円 <u>505,060</u> 円 8 日入院 <u>479,640</u> 円 <u>525,640</u> 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>389,568</u> 円 <u>435,568</u> 円 7 日入院 <u>401,996</u> 円 <u>447,996</u> 円 8 日入院 <u>414,424</u> 円 <u>460,424</u> 円
(基準+入院料※ +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内 (特別基準 <u>355,000</u> 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内 (特別基準 <u>361,000</u> 円以内)
5 異常分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内 (特別基準 <u>355,000</u> 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内 (特別基準 <u>361,000</u> 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 基準額 <u>309,000</u> 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(特別基準)に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険 法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)※

病院、診療所	一般病棟入院基本料 急性期一般入院料7	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	1,382	450	9	25	192	2,058

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1 (14日以内)	一般病床初期加算 (14日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	917	150	15	9	151.8	1,242.8

- (注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
 ② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。
 ③ 点数については令和2年4月版による。

※ 入院算出基礎を参考に算出した金額で、医療機関によって個々の算定が違います。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（R4. 4. 1）

2 太宰府市・糸島市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町・古賀市・久山町で出産した場合について

NO. 2

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	出産に要する費用 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料※	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 123,240 円 7 日入院の場合 143,780 円 8 日入院の場合 164,320 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 74,328 円 7 日入院の場合 86,716 円 8 日入院の場合 99,104 円
(2)衛生材料費	6,000 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計		
(基準＋入院料※ ＋衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>438,240</u> 円 <u>484,240</u> 円 7 日入院 <u>458,780</u> 円 <u>504,780</u> 円 8 日入院 <u>479,320</u> 円 <u>525,320</u> 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>389,328</u> 円 <u>435,328</u> 円 7 日入院 <u>401,716</u> 円 <u>447,716</u> 円 8 日入院 <u>414,104</u> 円 <u>460,104</u> 円
4 居宅分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内）	
5 異常分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集 問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集 問7－128参照） 基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準は適用しない） 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(特別基準)に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保 険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定す る。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 （単位:点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料 急性期一般入院料7	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	1,382	450	5	25	192	2,054

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1 (14日以内)	一般病床初期加算 (14日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	917	150	15	5	151.8	1,238.8

- (注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
 ② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。
 ③ 点数については令和2年4月版による。

※ 入院算出基礎を参考に算出した金額で、医療機関によって個々の算定が違います。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（R4. 4. 1）

3 北九州市・筑紫野市・那珂川市・糟屋郡宇美町・篠栗町・須恵町・志免町・飯塚市・大野城市で出産した場合について

NO. 3

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	出産に要する費用 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料※	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 123,120 円 7 日入院の場合 143,640 円 8 日入院の場合 164,160 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 74,208 円 7 日入院の場合 86,576 円 8 日入院の場合 98,944 円
(2)衛生材料費	6,000 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計		
(基準＋入院料※ ＋衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>438,120</u> 円 <u>484,120</u> 円 7 日入院 <u>458,640</u> 円 <u>504,640</u> 円 8 日入院 <u>479,160</u> 円 <u>525,160</u> 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 <u>389,208</u> 円 <u>435,208</u> 円 7 日入院 <u>401,576</u> 円 <u>447,576</u> 円 8 日入院 <u>413,944</u> 円 <u>459,944</u> 円
4 居宅分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内）	
5 異常分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集 問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集 問7－128参照） 基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準は適用しない） 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(特別基準)に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保 険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定す る。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 （単位:点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7	(14日以内)				
	1,382	450	3	25	192	2,052

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	(14日以内)	(14日以内)				
	917	150	15	3	151.8	1,236.8

- (注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
 ② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。
 ③ 点数については令和2年4月版による。

※ 入院算出基礎を参考に算出した金額で、医療機関によって個々の算定が違います。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（R4. 4. 1）

4 福岡市・北九州市・飯塚市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・福津市・糸島市・那珂川市・糟屋郡宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町以外で出産した場合について

NO. 4

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1 基準額	出産に要する費用 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料※	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 122,940 円 7 日入院の場合 143,430 円 8 日入院の場合 163,920 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 74,028 円 7 日入院の場合 86,366 円 8 日入院の場合 98,704 円
(2)衛生材料費	6,000 円以内	6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 6 日入院 <u>437,940</u> 円 7 日入院 <u>458,430</u> 円 8 日入院 <u>478,920</u> 円 特別基準 6 日入院 <u>483,940</u> 円 7 日入院 <u>504,430</u> 円 8 日入院 <u>524,920</u> 円	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 6 日入院 <u>389,028</u> 円 7 日入院 <u>401,366</u> 円 8 日入院 <u>413,704</u> 円 特別基準 6 日入院 <u>435,028</u> 円 7 日入院 <u>447,366</u> 円 8 日入院 <u>459,704</u> 円
(基準＋入院料※ ＋衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内）	
5 異常分べん	基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準 <u>355,000</u> 円以内） 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 <u>315,000</u> 円以内（特別基準 <u>361,000</u> 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集 問7－127参照）	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集 問7－128参照） 基準額 <u>309,000</u> 円以内（特別基準は適用しない） 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（特別基準）に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険 法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 （単位:点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料 急性期一般入院料7	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	1,382	450	0	25	192	2,049

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1 (14日以内)	一般病床初期加算 (14日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	917	150	15	0	151.8	1,233.8

- (注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。
 ② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。
 ③ 点数については令和2年4月版による。

※ 入院算出基礎を参考に算出した金額で、医療機関によって個々の算定が違います。

(参考)

令和4年4月「生活保護出産扶助の取扱い」変更点について

【生活保護法による出産扶助の基準額】

出産扶助の基準額とは、生活保護法及び厚生労働大臣が定める保護の基準により定めた「生活保護を受けられている方が出産する場合に、現金支給される扶助額の上限」となります。(分べん費(基準額)、入院費、衛生材料費からなります。)

この保護の基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るために定期的に見直しが行われています。

【今回の変更内容】

生活保護の基準改定に係る取扱いについて

令和4年4月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、出産扶助基準が改正されたことに伴い、基準額の区分について、「施設分べんの場合の額」及び「居宅分べんの場合の額」が「出産に要する費用」へ一本化され、以下の扶助額を変更しました。

出産扶助基準額	
・施設分べん： 306,000 円以内	→ 出産に要する費用 : 309,000 円以内
・居宅分べん： 259,000 円以内	
・特別基準 : 345,000 円以内	→ 355,000 円以内